

親鸞消息の研究

——特に慈信房善鸞の異義について——

細川行信

一

善鸞の異義は、親鸞歸洛後に於ける一大事件であり、それが父子の關係にある以上父たる親鸞の悲痛は計りて余りあるものがある。而して、この事件について、かつて山田文昭氏は、善鸞の異義をば念佛停止と關連せしめ「從來一般の學者は、これを以つて單に關東に念佛停止の事件があつたものとして、善鸞の事件には思い及ぼさなかつた」とし、「すべてが善鸞の劃策する所であつた」と結論され、その後、ずつと此の説が定説とされていたが、先頃、三品彰英氏は右の山田説に對し、善鸞の事件は幕府の念佛停止に對する反應である旨を論證されて此の研究に新しく一指針を示された。隨つて、この指針を前提として關係消息を列舉し、それに基き以下具體的な考察を試みたい。

順番	年次	月日	宛名	署名	眞	消血
10	(建長七)	七、九	性信	親鸞		七
11	(建長七)	九、二	念佛の人々	親鸞		九
12	(建長七)	九、二	慈信	親鸞		十

親鸞消息の研究(細川)

二

最初、善鸞の事蹟に關して一應調べてみると、先づ注意すべきは14の「慈鸞坊のくだりて、わがきゝたる法文こそまことにてはあれ」とある一文である。即ち、これによると彼は元、京都に居て何時の頃にか東國へ下つたものの様である。且、私に建長四年と推定する十一月廿四日附宛名不詳の消息に「その邊の人々の、ことにひがみたることをば制したまはゞこそ、この邊よりいできたるしるしにてはさふらはめ」とある文について、「その邊の人々」は同通の「鹿島なめかたのひと」を指すものと考えられるので、それに對する「この邊より」は恐らく京都から東下した事を意味するものと推察し、更に一步を進めて言えば、その下つた人こそ善鸞を指す

14	(建長七)	十一、九	慈信	親鸞		十一
15	(建長八)	一、九	眞淨	親鸞		十二
16	(建長八)		性信	親鸞		十三
18	(建長八)	五、廿九	慈信	〔花押〕 顯智書寫		
19	(建長八)	五、廿九	性信	親鸞(花押)		二

ものとしては如何であらうか。即ち、親鸞は常陸の念佛沙汰に對して、自分に代つて善鸞を出して其の鎮靜に當らしめたものと私考するものである。今この推測が許されるならば親鸞の善鸞に對する薰陶と信頼の厚さが想像されよう。では、次に善鸞は常陸の何處に居住したのであらうか。これに就ては額田阿彌陀寺所藏の系譜に、善明に註して「父ハ善永寺、宮内卿慈信房善鸞上人ノ第二子也、母ハ小松川紀伊守義明ノ嫡女惠光禪尼ト號ス、即チ如信善明兩上人ノ母儀也、善明後號ス如證」初如信大山住後善明相續セシメ如信ハ奥州白河庄石川郡東山大綱ニ移ル」とある。この文中、善永寺は善鸞、大綱は大綱の誤字で、惠光禪尼についても他に知り得る史料を持たないが、唯右の一文により如信が大山に住した事、その事より更に其の父たる善鸞も亦この那珂西郡大山に居住したものと推考する。

以上の如き善鸞の東下と住地についての簡單な推察から、更に彼の主張した異義についてと今一つ其の後の善鸞觀についての二問題に分けて論述してゆきたい。

三

10・12に見ゆる「鎌倉にての御うたへ」は庶民を基盤とする門侶にとつて11の「念佛をとめんとするところの領家・地頭・名主」を相手にした重大な事件であり、特に之に關し上京して親鸞よりの指示を仰いだ性信（10・12・16）の活躍を初め、入信（12・14・15）眞淨（12）法信（12）眞佛（12）と共に善鸞も亦念佛停止に對し其の立場に於て心配し處理に當つた如くである。今彼等の立場を考えると、性信は下總及び常陸南部を、善鸞・入信・眞淨等は常陸北部たる奥郡を、更に眞佛は下野地方を代表して事に當つものと察せられる。この中、奥郡は門侶交名牒に見ゆる所からしても門侶數の最

も多い地方であるから、善鸞が此の地方の意見を纏めるには余程の手腕と力量が必要であらう。かゝる觀點に立つて彼の主張した異義を考えたが、それには先づ奥郡の經濟及び宗教事情を知つておきたい。

①先ず經濟狀態については、幸に此の時代を余り降らない弘安・嘉元の『太田文』（税所文書）があり、之に依つて窺えば奥郡は特に其の土地の廣さに比して作田面積が少い事に氣付く。そしてこの事から同地方が余り恵まれない地方である事を認めねばならない。②又宗教事情に關しては、鎌倉期の當時に存在した寺院を求めて調べると、特に注目すべき事は修驗道の寺院が可成りあつて相當な教線を張つていた事である。

以上の事實を承認した上で進んで善鸞について考察するならば、彼が常陸に於ける評論を鎮めるべく、而して又、念佛停止による動搖を靜めるのには、評論と動搖が大きければ大きい程彼の偉大な處理法が必要であつたのであらう。茲に於て彼は、性信・入信・眞佛とは異つた、而も彼等には出来ない方法をば最後の切り札として當時流行しつゝあつた祕密口傳の方法に於て、親鸞よりの密々相傳を主張したものと考える。

次に、善鸞の主張によつて其れに同調した人を挙げると14より大部の中太郎、12より信願房の兩人が求められる。その中、中太郎は既に橋川正氏も注意されし如く平太郎の事であらうし、大部は那珂西郡大部郷であるから大山よりは那珂川を南下した三里程の所に在る。又、信願については馬頭の慈願寺の系圖に「於下野國栗野鹿崎寂ス正嘉二戊午年十月十九日也」とあつて、栗野は下野國那須郡に屬し、那珂川をずつと遡つた所に位置する。かくて、平太郎及び信

願が異義に同調すると、随つて18義絶狀に「これにも常陸、下野の人々はみなしむらむが、そらごとをまふしたるよしをまふしあはれてさふらえば」とある如く、特に常陸、下野が問題になるのは必至であり、夫々の地方の有力者たる入信、眞佛と異義の主張者たる善鸞との間に軋轢の生じるのも亦必然的な事であらう。特に、入信は大曾根常福寺の開基本像墨銘によつて大山に程近い八田に住していた事が知られるから、この異義肅正にあたつては非常な苦心があつたものと推察される。

四

次に、第二の問題たる義絶後、特に親鸞滅後に於ける善鸞觀であるが、これに關して最初に善鸞について記された覺如時代を代表する慕歸・敬重兩繪詞と、蓮如時代を代表して『實悟記』の觀方をみてゆこう。

即ち、上記の繪詞には共に善鸞に關して親鸞との密談を述べてある。しかも此の記事は高田の顯智からの報告に基くもので、これは繪詞の夫々の編者たる從覺、乘專が東國を巡らずして書いた爲に、東國の事に關する限り若干曖昧は個所が見い出されるので、從つて善鸞をば阿闍世の如く佛の變作・巧方便に托して辯護してはいるが、それよりも果して此の顯智の報告が正しいかどうかが先ず問題ではなからうか。殊に14嘉元三年に善鸞の義絶狀を寫し、それを保存していた事實は、明らかに唯善の大谷横領を警戒しての、その阻止資料として書寫されたものと考えられる。そして其の事は、この頃鹿島の順性と共に東國門侶の主導權を握つた彼顯智の本廟留守職に對する監督權を示すものと考えられないであらうか。而も、彼が義絶狀を書寫した翌徳治元年には遂に唯善の騒亂が起り、その後延

慶二年七月上旬に覺如と唯善の對決が本所の青蓮院に於いて行われ、その結果唯善の敗訴が明かとなり、かくて彼は鎌倉へ遁走するの止むなきに到つたが、茲に於いて兩繪詞に記された善鸞と唯善の東國での遺蹟が混同されて考えられた如く、『實悟記』(十六)によれば、鎌倉の御坊跡たる唯善ゆかりの一向堂が善鸞の御坊跡として記されてある事より推測すれば、兩繪詞が善鸞の事蹟を明らかにしておかなかつたが爲に、善鸞は半世紀後の唯善の汚名までも荷わされる事となつた様である。

1 『眞宗史稿』第二編第十一章「善鸞の異義」。

2 佛教史學第二卷第四號「親鸞のいわゆる護國思想の問題」。

3 『妙源寺本門侶交名牒』より「親鸞面授」の者を数えると四十九名ある。その中、常陸に住した事の明らかにものは二十一名、その内奥郡住と記載あるものは安養、入信、念信、乘信、唯信、慈善、善明、唯圓、善念の九名で、以つて此の地方の門侶が他に比較して多い事が知られよう。

4 那珂の修善院を初め多珂の薩埵寺にも寛政九年の鐘銘によれば已前修驗僧が居住していた事等が知られる。

5 裕慈弘氏は『日本佛教の開展とその基調(下)』に於いて、上古天臺が始覺思想を中心とした教相主義であつたのに對し平安末期からの所謂中古天臺は本覺思想を中心とした口傳主義の傾向に變つた事を述べておられるが、この事は天臺宗のみならず他宗に於ても祕事口傳を得意とし、その相承傳授を重ずる風を生じたものと考察される。

6 『親鸞聖人御消息集研究』の「第六章に就いて」。